

健生食輸発0511第1号
令和8年5月11日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産ツボクサのジフェノコナゾール、ジメトモルフ、ノバルロン、ヘキサコナゾール及びメタミドホス、オランダ産だいこん類の根のジメトモルフ並びにベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) のインドキサカルブ)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年4月28日付け健生食輸発0428第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産ツボクサ、オランダ産だいこん類の根及びベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) のモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) のインドキサカルブについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- ・インド産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジフェノコナゾール、ジメトモルフ、ノバルロン、ヘキサコナゾール、メタミドホス
- ・オランダ産だいこん類の根及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジメトモルフ
- ・ベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) 及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ

2. 別表第3への追加

- ・インド産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジフェノコナゾール、ジメトモルフ、ノバルロン、ヘキサコナゾール、メタミドホス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「VSM AQUA PORT」であるものに限る。)
- ・オランダ産だいこん類の根及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジメトモルフ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「NEW GREEN OVERSEAS B.V.」又は「YILMAZ RADIJS B V」であるものに限る。)
- ・ベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) 及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BP INTERNATIONAL COMPANY LIMITED」であるものに限る。)